

令和5年6月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年6月12日（月曜日） 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 園田 恭子 2番 江藤 徳幸 3番 繁田 郁子
4番 藤本 太一 5番 小野 文隆
6番 武石 俊一（副会長） 7番 安藤 慎八（会長）

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 （欠席） 2番 長尾亀世美 3番 衛藤 榮一
4番 川邊 真八 5番 （欠席） 6番 渡邊 清文
7番 （欠席） 8番 藤本 哲朗 9番 （欠席）
10番 （欠席） 11番 松方 洋一 12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(相続)

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(持分放棄)

報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長 井村 剛秀 主幹（統括） 梅木 嘉子
主査 繁田 寿美 主査 樋口 亜衣子

<p>7. 会議の概要</p> <p>事務局長</p>	<p>お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>ただ今より令和5年6月定例総会を開催します。</p> <p>着席して進めさせていただきます。</p> <p>それでは、会長 あいさつをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会を進めさせていただきます。</p> <p>農業委員定数7名に対して、7名の出席です。玖珠町農業委員会 会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告しま す。</p> <p>次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長 が議長となります。</p> <p>以後の議事の進行につきましては、会長よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、4番委員、 5番委員、よろしくをお願いします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はあり ませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見を願いま します。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第5条第1項の規 定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につい てご説明いたします。</p> <p>番号1番、大字岩室字棚田〇〇〇番地〇です。登記簿地目は田で、 面積は、546㎡です。申請者は、〇〇の〇〇〇〇さん外1名です。 土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的・理由は、自 己の住宅建設のためです。担当委員は、1番委員です。なお、該当 農地は、譲渡人が所有の時期に、砂利が敷かれた状態の部分がある</p>

	<p>ため、一部追認となります。</p> <p>番号2番、大字戸畑字竹ノ尾〇〇〇〇番〇です。登記簿地目は畑で、面積は、156㎡です。申請者は、〇〇〇市の〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇さんです。転用目的・理由は、倉庫用地と駐車場用地です。担当委員は、4番委員です。なお、該当農地の一部は、平成10年頃から自己の住宅の敷地の一部として利用されていました。一部追認となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは担当委員の説明ですが、</p> <p>番号1を1番委員、番号2を4番委員、説明をお願いします。</p>
1番委員	<p>番号1の調査結果を報告します。6月6日、申請者の〇〇さんのご主人さんのほうと、推進委員、事務局と現地確認を行いました。土地の所在は、〇〇〇〇〇〇から〇〇方向に100mほど行った左側です。地目は田んぼですが、現在は雑種地となっています。宅地に転用にする計画です。周囲には宅地等が存在し、隣接の宅地には影響がない計画です。権利の内容は所有権の移転です。具体的な利用内容は、自身の住宅です。11月に完成予定となっております。排水も井路には関係なく、周囲の住宅と同じように玖珠川に流す計画です。</p>
推進委員	<p>特にありません。</p>
4番委員	<p>番号2の調査結果を報告します。6月9日、申請者の代理人の行政書士さんと、推進委員、事務局と現地確認を行いました。土地の所在は、戸畑の〇〇〇で、国道210号線〇〇〇〇〇の所から入り、〇〇のほうに2kmほど進んだところ。現況は、畑と建物があります。建物はそのままで、畑は駐車場にしたいということです。無断転用案件ということで、始末書を提出していただいています。申請者は〇〇をしております。</p>
事務局	<p>補足説明を行います。農地区分についてですが、番号1は第3種農地、番号2は第2種農地となります。</p> <p>番号2の倉庫についてですが、元々は牛小屋だったのを農業用倉</p>

	<p>庫として所有者が利用していました。その後、申請者が陶芸をするために、窯小屋に利用目的を変更したため、一部追認としています。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
議長	<p>無いようでしたら採決します。</p> <p>議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。第1号について原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。</p>
議長	<p>次に、議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>別冊の議案第2号の最後のページをご覧ください。利用権の設定です。</p> <p>新規の設定です。</p> <p>3年未満が2件で、合計面積9,140㎡です。</p> <p>3年から5年の合計件数が7件で、合計面積46,194.62㎡です。</p> <p>10年以上の合計件数が4件で、合計面積は、12,152㎡です。</p> <p>以上、合計件数13件、合計面積67,486.62㎡です。</p>
議長	<p>質疑はありますか。</p>
推進委員	<p>今の利用権がなくなるということを聞いていますが、なくなった後はどこでどういう手続きをするのですか。</p>
事務局	<p>令和7年3月で今の基盤法の利用権は終了します。中間管理機構の手続きを行ってもらうことになるので、今もですが、農林課のほうを担当となっております。そちらが窓口になります。</p>

議長	無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。
農業委員	(挙手)
議長	全員賛成です。議案第2号については、原案どおり承認します。以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。
事務局	<p>報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出（相続による所有権移転が4件提出されております。詳細は、ご一読ください。</p> <p>報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届け出（持分放棄による所有権移転）が1件提出されております。詳細は、ご一読ください。</p> <p>報告第3号、農地法第18条合意解約通知書が7件提出されております。詳細は、ご一読ください。</p>
議長	何か質疑はありませんか。
議長	<p>無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。</p> <p>(省略)</p>
議長	その他、委員から何かありましたらお願いします。
議長	それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会6月定例総会を閉会します。